

議第 1 号議案

奨学金制度の充実を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 28 年 3 月 16 日

提出者	桐生市議会議員	周	藤	雅	彦
賛成者	桐生市議会議員	人	見	武	男
	同	福	島	賢	一
	同	飯	島	英	規
	同	周	東	照	二
	同	関	口	直	久
	同	田	島	忠	一

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年３％を上限とする利息付の第二種奨学金があり、平成 24 年度の貸付実績は、第一種が約 40 万人、第二種が約 92 万人となっている。

しかしながら、近年、貸与者及び貸与金額が増加するなか、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成 24 年度の返還滞納者数は約 33 万人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の 925 億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成 24 年度からは無利息の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入したほか、平成 26 年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、さまざまな制限があることなど問題点が指摘されている。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できるよう、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するほか、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 収入が一定額を超えた場合に、所得に応じた返還ができる所得連動返還型の奨学金を創設すること。
- 3 授業料減免の充実とともに、無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 日

桐生市議会議長 森 山 享 大

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

あ て